

令和7年度 第1回市営住宅運営委員会 会 議 録（主な要点）

日 時：令和7年7月17日（木）14：00～15：30
場 所：市役所第2庁舎 2階 大会議室
出席者：運営委員 掛水美枝子 北澤征夫 後藤美江 佐藤美代子 上森裕子
事務局：今野朋幸 建設部長、堀越拓也 建設部次長、佃和弘 市営住宅課長
中村聖 市営住宅課主査、中山亮平 市営住宅課主査
傍聴者：1名

《報告事項》

1. 令和7年6月期恵庭市営住宅入居募集の応募状況について（資料1）
2. 令和6年度住宅使用料等収納額について（資料2）
3. 柏陽・恵央団地建替事業 NEWSの発行について（資料3）
4. 寿第二・第三団地及び若草団地移転事業 NEWSの発行について（資料4）
5. 用途廃止対象団地における令和6年度移転結果及び令和7年度移転先意向面談結果について（資料5）

事 務 局：（資料に基づき説明）

運営委員：意見なし

《協議事項》

1. 住宅使用料の減免について（資料6）

事 務 局：（資料に基づき説明）

A 委 員：傾斜減免は新しい住宅へ移転する際に適用になるのですか。

事 務 局：そうです。元々減免を受けている方が、新しい団地においても減免をすると、家賃が月々1,000円程度になってしまう。通常の家賃とは大きく異なってしまうため、改正していきたいと考えている。国民年金のみの収入である高齢者であれば、その多くは8割ないし9割減免となるため、こういった現象が起こりうる。

B 委 員：新たに入居する方に、減免について紹介するのか。

事 務 局：市から減免を斡旋することではなく、家賃で困っているとの相談を入居者から受け、減免について適用になるか否か検討することとなる。

C 委 員：生活保護の基準というのは、どの程度のものなのか。

事 務 局：減免を受けている世帯が概ね 130 世帯いるが、個々の家族構成によって、生活保護の基準は異なる。年齢によっても異なるが、高齢者や母子家庭、障がいの有無、子どもについても、小学生、中学生、高校生がいる家庭もそれぞれ加算額が異なるため、最低生活費は異なる。

A 委 員：新しい団地へ移転すれば家賃以外も上がるのでは。

事 務 局：家賃以外にも駐車場使用料があり、家賃については説明した内容の減免がある。駐車場についても減免制度はあるが、現在、実績はいない。新しい団地へ移転される入居者については、入居者説明会やニュースにて、傾斜減免について説明を行っている。

2. 単身者における入居要件の見直しについて（資料 7）

事 務 局：（資料に基づき説明）

B 委 員：単身者の要件拡大を実施したとして、それを受け入れるだけの戸数を確保することはできるのか。

事 務 局：資料 1 にて説明した新規募集の結果をみてわかる通り、現段階においても倍率はある状態であり、低層階や EV 付住戸が顕著である。こういった中で要件を拡大については、例えば、需要の少ない住戸に限定をして募集を行うことで、既存の要件に当てはまる方とのすみ分けをしてはどうかと現段階では考えている。

B 委 員：入居要件の拡大については、もう少し具体例を持ち合わせながら、進めてほしい。

事 務 局：次回の運営委員会においては、具体的な拡大案をお示ししながら説明していきたい。

3. 市営住宅における同性パートナーの取扱いについて（資料8）

事務局：（資料に基づき説明）

C 委員：国としても同性パートナーの明確な基準については示していない状況ですね。

事務局：そうです。

C 委員：明確な基準とまではいかずとも、次回の協議を行う際には、そのあたりについても、お示ししていただきたい。同性パートナーについて進めてください。

4. 市営住宅における指定管理者制度の導入について（資料9）

事務局：（資料に基づき説明）

A 委員：導入が叶ったら、管理人業務も担って頂けるので、入居者にとっても素晴らしいと思います。

B 委員：本制度を導入する際に、入居者からの要望等は聞いているのか。

事務局：入居者アンケートをとり集計した後、指定管理者が担う業務について検討し、反映している。

（会議終了）